

令和2年4月15日提供

	問い合わせ先
担当課	健康福祉局 健康部 健康医療推進課
直通	072-222-9936
内線	3422
FAX	072-228-7943

新型コロナウイルス感染症に従事する医療従事者に対する 宿泊助成制度を創設します

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、医療提供体制を維持するため、宿泊施設等に宿泊して、堺市内の新型コロナウイルス感染症に関する医療を提供している医療機関に勤務している医療従事者に対して、宿泊料の一部を助成する制度を下記のとおり、新たに創設します。

記

【制度概要】

助成対象者： 堺市内の新型コロナウイルス感染症に関する医療を提供している医療機関に勤務している医療従事者で、新型コロナウイルス感染症に対応するために、堺市内の宿泊施設に宿泊する方

助成対象日： 令和2年4月7日（火）～令和2年5月6日（水）

助成金額： 1泊 3,000円を上限とし、上記の期間中に宿泊した日数分を助成

申請手法： 期間中に上記の目的で宿泊した宿泊料を証明する書類（領収書等）を添え、申請書に必要事項を記載した上で申請

申請開始日： 令和2年4月22日から（申請書等は堺市ホームページでお知らせ）